

越監告示第24号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、総合政策部の随時監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和6年11月25日

越前市監査委員 田 中 英 夫

同 田 中 希世子

同 吉 田 啓 三

令和6年度 総合政策部 随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、標記の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施

2 監査の種類 随時監査（工事監査）

3 執行期間 令和6年9月4日～9月6日

4 監査の対象

所管課	対象工事	地係
地域交通課	市道舗装改修工事	市道第5001外号線 三ツ屋町地係

5 監査の着眼点

今回の監査は、前記の工事について、工事設計、工事監理及び工事事務が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、特に重点項目として工事の設計・積算にあたっての統一事項の確認及び設計変更に伴う諸手続が適正に行われているかどうかについて実施した。

6 監査の実施内容

関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

7 監査の結果

① 工事設計

工事設計は、基本となる計画に準拠し、事業目的に合った内容で経済的であるか、設計基準は整備され適正に運用されているか、設計図書は的確に作成されているか、数量、単価、歩掛等の積算は正確かなどについて、仕様書、図面、設計内訳書等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 工事監理

工事監理は、関係法令、仕様書、契約約款等に基づき適正に行われているか、工事が設計図書どおり施工されているか、設計変更の内容及び時期は妥当か、関連工事との調整は適正に行われているかなどについて、工事監理書類等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

③ 工事事務

工事事務は、越前市契約規則、同工事約款に基づき適正に行われているかどうかについて、工事施行伺、契約関係書類等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。